

いじめ防止基本方針

上田市立東塩田小学校

学校は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第13条に基づき、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容、いじめ防止等の取組の年間計画等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、ホームページ等で公開する。

また、保護者や地域の方、児童の意見を参考にしながら、定期的に見直しをする。

I いじめ防止の基本的な考え方

1 いじめをとらえる視点

法の第2条の定義によると、いじめとは「児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。その定義を踏まえ以下の点に配慮する。

- (1)いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
- (2)いじめはどの学校どの教室にも起こりうることであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得るという認識に立ち、些細なことと軽視しないで組織で対応する。
- (3)いじめを絶対に許さない姿勢を基に、予防や対応において、子どもたちの学びという視点からの取組を通して、子どもたちに考える力・判断する力・実践する力を育てる。

2 いじめの態様

いじめの態様には、心理的いじめ(言葉の暴力や冷やかす・仲間外しや無視・嫌がらせ等)、物理的いじめ(暴力・たかり・嫌がらせ等)それぞれ様々なものがある。いじめの定義に照らして、当該児童の立場に立って把握し、前例や程度にかかわらずにいじめとして認識していく。

3 いじめの認知

いじめの認知については、以下の点に配慮する。

- (1)本人が言い出せない場合も多々あるので、本人の表情や様子を細かく観察したり、行為が起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- (2)行為の対象となる本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童に対し、適切に指導する。
- (3)行為を行った児童に悪意がなかったような場合、そのことを十分に加味して対応する。
- (4)いじめられていた児童といじめた児童の認識に食い違いがある場合は、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考えていく。
- (5)「いじめられる子どもも悪い」とする考えは、いじめている児童や周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童の立場を容認するものであり、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるものであることを認識する

4 いじめの背景と児童の気持ち

(1)いじめの背景

- ①直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊ぶ機会等が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- ②心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣や寝などが十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや規範意識が育ちにくい。

- ③児童相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動での満足感や達成感を十分味わえない。
- ④児童のこれまでの生活経験から「いじめは簡単に解決しない」「解決が不十分だと余計にエスカレートすることもある」と感じ、いじめを訴えず無力感に陥ってしまう。

(2) いじめの構造

- ①いじめは力の優位の乱用であり、子どもの関係だけでなく、地域や学校や家庭における力の乱用が子どもの行動に直接反映されたり、反対に子どものいじめが、子どもの関係を越えて、家庭や地域の大人を新たないじめに走らせたりすることもある。
- ②いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいることがある。また、いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立て面白がる存在や、周辺での暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成立している。
- ③いじめの多くが同じ学級の児童同士で発生することを考えると、学校では教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が表れるような学級経営を行う事が欠かせない。

(3) いじめる児童の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の児童の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、

- ①過度のストレスを集団内の弱いものへの攻撃によって解消しようとする事、
 - ②集団内の異質なものへの嫌悪感や排除意識、
 - ③ねたみや嫉妬感情、
 - ④遊び感覚やふざけ意識、
 - ⑤いじめの被害者となることへの回避感情
- 等が挙げられる。これらの原因の基となる心的環境を改善すること、そのための物理的な仕組みを構築することがいじめる児童の心を救い、いじめを防止することになる。

(県教委 心の支援課「いじめ対応充実の手引き①」参照)

II いじめ防止等のための取組

1 いじめ防止等のための組織

校務分掌に「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導係、人権同和教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、心の教室相談員、該当学級担任・学年主任などから構成される。必要に応じ、心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めていく。

2 「いじめの未然防止」の取組

(1) 満足感・達成感が味わえる授業（教育活動）づくり

- ①子どもと共に創る授業の実践（教科等の本質的なよさ・おもしろさを実感すると共に、追究の喜びや達成感を感じ取れる「わかる授業」）を具現化するための教材研究
- ②かかわり合いのある「主体的・対話的」な授業による学び合い
- ③ユニバーサルデザイン化に根ざした教室環境・学習環境の整備
- ④学力実態の分析と考察に基づいた指導

(2) 互いの「よさ」をわかり合える学級・学年集団づくり

- ①人権教育の充実

- ・「いじめは決して許されないこと」「見てみないふり」は「いじめ」をしていることにつながることを指導する。
- ・日頃から、思いやりの心や命を大切にすることを育むと共に、人権意識(誰もが「安心・自信・自由」の3つの権利を持つこと)の高揚を図る。
- ・年1回のなかよし月間(11月)には、人権同和教育の授業を保護者地域の方々に公開し家庭でも話題にさせていただく。
- ・情報教育では、“情報モラル”を守ることにについて、時間をかけてあつかう。(6年生と保護者に向けて講演会等を行う)

②道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、相手意識の未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・児童の実態にあわせ、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った授業を実施する。

③児童会活動

- ・縦割り班、ペア学級の活動を定期的・日常的に位置づけるとともに、町別子ども会や登下校班活動の中で、相手意識の醸成や自己有用感、責任感、あこがれの育成を図る。
- ・「遊ぼう会」等における行事で、楽しさの共有、所属意識、仲間意識の高揚を図る。

④学級活動

- ・学級の係活動を通して、自己有用感の育成を図る。
- ・学級行事での個々の活躍を認め合い、充実感を持たせる。

⑤その他の教育活動で

- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・地域の宝(自然・歴史・人・もの・こと)と接し、感じ取った・発見し合った価値を伝え合うことで自己有用感を育てる。

(3)健康で、安心安全な学校づくり

- ①生活のきまりの明文化と、児童会・生徒指導係による月目標の設定と取組
- ②年度初めの学校・学年・学級でのルール共有
- ③児童会と連携したあいさつ・くつそろえ・清掃活動の充実
- ④支援が必要な児童に関わる、関係機関とのネットワークづくり
- ⑤職員室・保健室を「相談室」として明示し、児童へも伝達

3 「いじめの早期発見」の取組

- (1)年10回の「なかよしアンケート」の実施と、「いじめ」の積極的な認知
- (2)欠席日数の日常的な把握
- (3)気になる児童の共通理解
 - ①職員会の最初に「児童理解」の時間を位置づけ、全職員で共有
 - ②支援が必要な児童については、個別の指導計画を作成し、関係資料とともに個人ファイルで保管し活用
- (4)年2回「教育相談週間(6月・9月)」を実施し、児童とのコミュニケーションを深めると共に、児童の実態を把握
- (5)全校で年2回QU調査を実施し、子どもたちの学校満足度や集団での様子を客観的にみて、必要な児童を支援



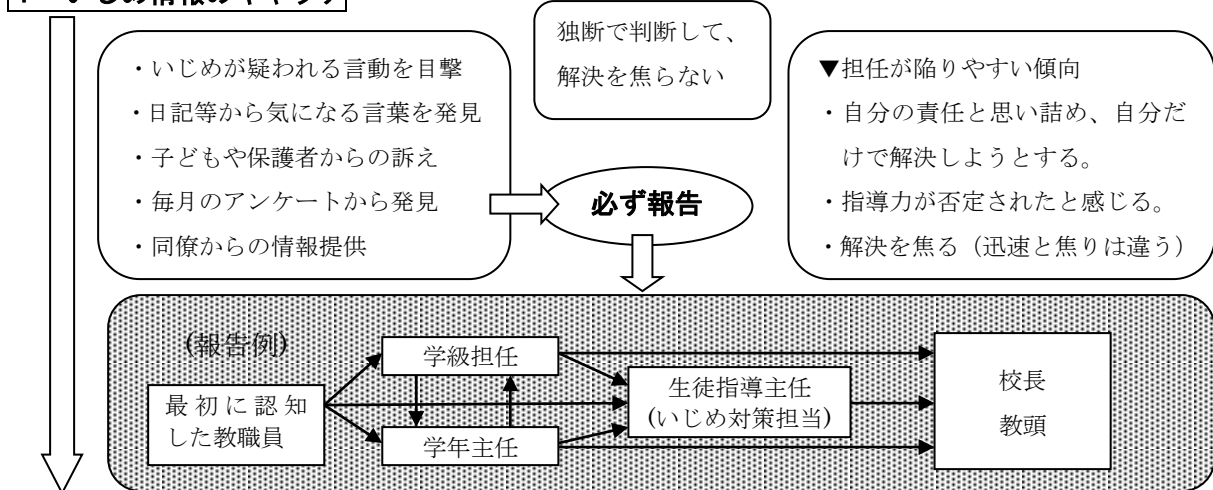
(6)子どもたちや保護者からの話を親身になって聞き、「つむぐ」や日記、保護者からの連絡帳をていねいに読む

4 職員研修および、家庭や地域関係機関との連携

- (1)年度当初に、法に基づいた「いじめの定義」等の再確認と、「いじめ防止基本方針」の再確認を実施
- (2)塩田地区学校職員会同和教育研修（7月および10月）により、職員個々の人権感覚を高める
- (3)11月のなかよし月間の参観日では、保護者・地域の皆様に人権同和教育に関わる授業を参観していただき、その後PTA講演会にて、保護者とともに人権感覚を養うための講演会を開催
- (4)PTAや学校安全連絡協議会などの会合、および学校だより等を通じて、「いじめ問題」の防止や解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを伝える

Ⅲ 東塩田小学校いじめ対応マニュアル ※概要については「いじめが起きたときの対応」参照

1 いじめ情報のキャッチ



2 対応チームの編成 (いじめ対策委員会)

校長（教頭）、生徒指導主任、教務主任、人権同和教育主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、心の教室相談員、当該学級担任、学年主任等から構成（必要に応じてSC、SSW等）

3 対応方針の決定・役割分担

- (1)情報の整理
・いじめの状況、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- (2)対応方針
・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「暴行」等の危険度を確認
・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- (3)役割分担
・被害者からの事情聴取と支援担当 ・加害者からの事情聴取と指導担当
・周囲の児童生徒と全体への指導担当 ・保護者への対応担当 ・関係機関への対応担当

4 事実の究明と指導・支援

(1)事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくりと聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況を捉えている者）→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目に付かないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではではないこと>

- ▼いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▼注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▼双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▼ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▼当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導をすること。

5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1)被害者（いじめられた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもに話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校は、いじめの行為を絶対に許さないことや、今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさやすぐれているところを認め、励ます。
- いじている側の子どもの今後のつきあい方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 学校は、安易に解決したと判断せず、経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。
- ▼「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 日記（つむぐ）の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2)加害者（いじめた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。（本人に悪意や意図的なものがなかった場合も、行為がおこした結果について丁寧に理解させていく）
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 言い訳と取れる言動に対してもまずは聴き、事実確認を最優先する。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。

- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくりと聴く。

【経過観察等】

- 日記（つむぐ）や面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

6 保護者との連携

(1) いじめられている子どもの保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡は慎重にすることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

* 保護者への誤った対応

- ▼保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
- ▼「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▼電話で簡単に対応する。

(2) いじめている子どもの保護者との連携

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・「いじめ」という言葉に心を閉ざす保護者もいるので、具体的な事実（どんな悪口を何回言ったのか、どの程度に何回叩いた等）の確認を大切にする。
- ・相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて、法の定義する「いじめ」は「行った側に悪意があったか意図的であったかに関わらず、行為を受けた側が心身の苦痛を感じているもの」であることを丁寧に説明して理解を求める。加えて、誰もが、いじめる側にもいじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

*保護者への誤った対応

▼これまでの子育てについて批判する。

(3) 加害者、被害者の保護者同士の話し合いを持つ場合の方法

- ・学校が、双方の保護者とあらかじめ話し合いをし、加害者、被害者の両方の児童にとって、双方の保護者が話し合いを持つことが有益であると判断したうえで、話し合いをもつ。
- ・保護者の話し合いに、加害者あるいは被害者の児童が参加する場合、形式的な謝罪で終わらせず、いじめ被害のつらさや深刻さをしっかり受け止めることを大切にするとともに、児童の今後の生き方や人間関係づくりについてどうしていったらよいか考えさせる機会とする。また、学校の責任で、児童の人権に配慮して会を進行する。
- ・双方の児童の保護者又は親権者以外の第三者は話し合いに参加しない。学校が必要と判断した場合に、スクールカウンセラー、市教育委員会、市いじめ解消チームの出席を求める。

(4) 保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、学校だよりや学年学級通信および保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

※深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が必要である。

日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする

7 インターネットやSNS等に関連するいじめへの対応

(1) 実際に起きている問題のある事例について

- インターネット（携帯インターネット）が原因となり発生したいじめの事例
 - ・学校裏サイト（ネット上の掲示板）上での何気ない書き込みがきっかけとなったいじめ。
 - ・プロフ、ブログによる子ども自身が発信した情報がきっかけとなったいじめ。
- インターネット（携帯インターネット）によるいじめの事例
 - ・いじめられている子どもへの誹謗中傷をインターネット上に書き込む。
 - ・いじめられている子どもの家族や関係者の悪い噂をインターネット上に書き込む。
 - ・いじめられている子どもの顔写真や個人情報などを書き込む。
 - ・多数の同級生がメールで悪口などを送信する。

(2) 対応策として考えられること

- 危機管理の一環として、学校や大人が学校裏サイト等の存在を知ること
 - ・親や先生が知っている、見ていることを知らせることだけでも抑止力がある。ただし、子どもの変容を図るような指導を丁寧に行わないと、別の隠れたサイトに逃げたり、いじめが陰湿化したりしてしまう場合がある。
 - ・情報モラル、情報セキュリティの指導に加えて、リスク管理の指導を行う必要がある。
- *リスク管理とは、児童がインターネット上で行った行為により、どんな危険が子どもたちに及ぶかに気付かせ、危機意識を高めることで、自発的に自分の行動を変え、子ども自身のリスクを減少させていくこと。

○保護者への啓発活動

- ・保護者に携帯電話の危険性やその使い方について知らせることにより、家庭と学校で協力して子どもを見守っていく。携帯電話のフィルタリング機能をかけることを促進する。

○インターネット上の問題点等の研修

○警察等関係機関への相談

- ・深刻な誹謗中傷等が発生した場合、該当のページを保存・印刷し、それを持って警察等に相談する。

(3) 書き込み削除の対応

①証拠を保存する（日時・内容・サイト名・URL等を保存する）。

②掲示板管理者へ削除を依頼する。

- ・乱暴な書き方をするとお互いにエスカレートする場合があるので、丁寧な対応を心がける。

③掲示板を運営する会社に連絡する。

- ・書き込みが続く場合は運営会社に問い合わせ、削除を要請する。
- ・多くの掲示板サイトには運営会社への問い合わせ先が記載されている。

④相談機関に相談する。

- ・悪質な書き込みの場合は、警察署や県警生活環境課に相談する。

8 重大事態への対処

(1)いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告する。

(2)“上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下に“東塩田小学校の「いじめ不登校対策委員会」を母体とする組織”を設置し調査・報告・対応に当たる。

※“上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下、「東塩田小学校いじめ対応マニュアル」にしたがって、迅速に対処する。

IV いじめを未然防止、早期発見するための年間指導計画（★：こころのアンケート実施月）

学期	月	指導内容
一学期	4月★	・学年、学級開き…「みんな仲よく、いじめのない学校・学級づくり」の意識付け
	5月★	・運動会に向けて…一人ひとりの頑張る姿の認め合い、学級が一つにまとまる充実感の指導
	6月★	・縦割り班やペア学級交流 ・「相談週間」①の実施 ・Q-U検査①の実施
	7月★	・「楽しい水泳」…みんな仲よく安全な水泳の意識付け
二学期	8月★	・がんばった夏休み…一研究、一作品など夏休み中の一人ひとりの頑張りを認め合う。
	9月★	・音楽会に向けて…演奏を創り上げる過程を通してお互いを認め合う意識付け ・「相談週間」②の実施
	10月★	・音楽会…一人ひとりの頑張りを認め合う。一つにまとまる充実感の指導 ・☆Q-U検査②の実施
	11月★	・「なかよし月間」… 姉妹学級交流や児童会のなかよし企画による意識付け ・人権同和教育の重点指導
三学期	12月★	・クラスマッチ…仲よく協力して体力作りや、クラスマッチを楽しむことで学校生活の充実感を味わう
	1月★	・新しい年に向けて ・そり、スケート、スキー教室で、みんなで仲よく楽しめる冬の行事づくり
	2月★	・「進級・卒業に向けて」…1年間の頑張りを確認。残された学校生活を一層楽しいものにする意識付け
3月★	・「1年間のまとめ」…友だちとの関わり・よさをお互い確認し、4月からの新しい学年への期待感の醸成	